

岩沼市市民活動助成金のご案内

町内会や市民活動団体が行う地域づくり活動へ応援プロジェクト！

岩沼市市民活動助成金は、市内に設立されている町内会や市民活動団体が、主体的に行う特色ある地域づくりや公益的な市民活動を支援するため、助成する応援プロジェクトです。

○助成対象となる事業

対象団体 町内会及び市民活動団体

- ・岩沼市内に活動の拠点があること
- ・構成員が5名以上で、半数以上が岩沼市民であること
- ・規約、会則等組織に関する定めがあること
- ・営利を目的としていないこと
- ・公序良俗に反しないことその他社会的な非難を受けるおそれのないこと
- ・政治活動、宗教活動、特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としていないこと



対象事業 年度内に事業を実施・完了し、以下のいずれかに該当する事業

- ・地域の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ・地域の課題解決を図るための事業
- ・地域コミュニティの活性化につながる事業
- ・地域の自助力の向上を図る事業

☆**公益的で協働なまちづくり活動が対象**となります。

○助成額 1年度1団体 10万円まで（助成対象となる経費の一部）

○助成の対象となる期間

交付決定通知後 ～ 平成31年3月31日（平成30年度内に完了する事業）

○助成回数 1団体1事業につき1回（様々な団体へ広く支援するため継続支援はありません。

また、応募多数の場合は助成金を受けていない団体が優先となります）

※今年度から、前年度までに交付を受けた団体でも、異なる事業であれば再申請が可能となりました。

○助成の対象となる経費

事業実施に直接必要な経費、申請事業の情報発信を推進するための経費 など

- ◆使途の例：地域行事で利用する物品の購入、チラシや冊子などの印刷費、事業実施に必要な物品や材料費の購入 など

○助成対象とならない経費

関係者の飲食に係る経費、団体の経常的な運営に係る経費、団体関係者への還元となる謝礼、国や県等からの補助対象事業 など

○選考方法

応募があった事業を書類等により、市民が中心となった審査会において、「公益性」、「協働的的確性」、「実現性」、「発展性」、「妥当性」で審査します。

○選考決定後

適切に事業を実施し、対象事業については積極的に情報発信・情報公開を行い、また、積極的に活動の報告を行うこと。

○助成金の流れ

申請⇒審査会で助成事業・助成額決定⇒事業実施⇒実績報告⇒助成金振り込み

○受付期間 平成 30 年6月4日(月)～6月22日(金)

○申込 さわやか市政推進課との協議の上、下記の書類の提出が必要です。

- ① 交付申請書、② 事業計画書、③ 収入収支予算書、
④ 規約、会則等組織に関する定めを示した書類

※ なお助成金は、団体の口座に振り込みとなりますので、団体口座もご準備願います。

(個人の口座には振り込みできません)

詳しくは、下記まで直接お問い合わせください。



お問い合わせ・相談窓口

岩沼市総務部さわやか市政推進課 桜一丁目 6-20 市役所 6 階

☎ 22-1111(内線 643・644)、FAX 22-2143

岩沼市市民活動サポートセンター 桜二丁目 8-30 (旧勤労青少年ホーム2階)

☎ 35-7205、FAX 35-7265

※毎週水曜日、第 3 日曜日は休館となっています。

平成 29 年度市民活動助成金交付団体及び申請事業一覧

交付団体名	申請事業名
チアダンスチーム ICONICS	無料体験会
ここほっとネット	ここほっと岩沼

この助成金は、市民が中心となって行う特色あるまちづくりや地域貢献をする市民活動団体を支えて、育てていくための応援プロジェクトです。まちをつくる主役は市民のみなさんです。なかまの輪をひろげましょう！